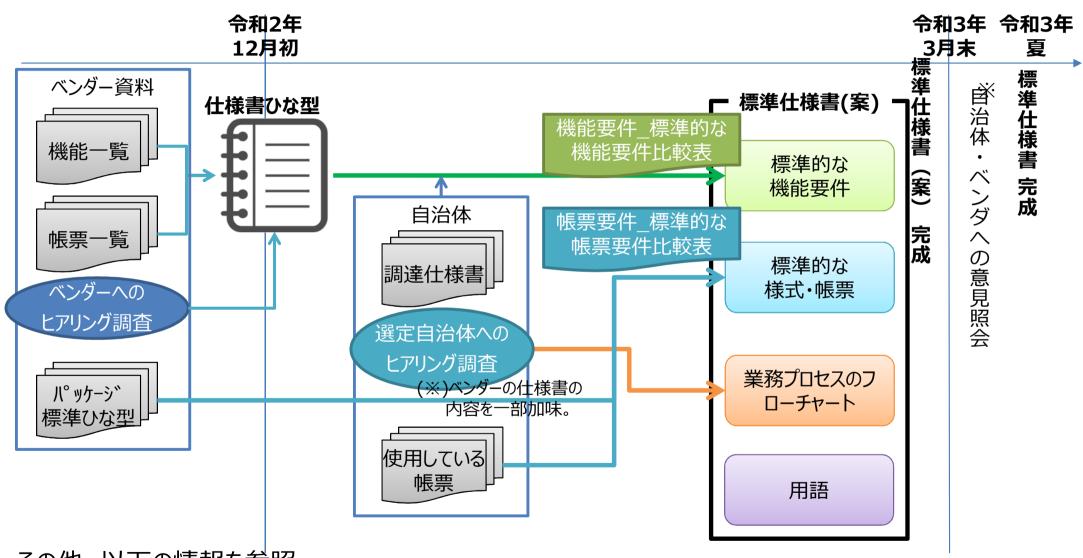
# 就学事務システム(学齢簿編製等)標準化の考え方

### 標準仕様書(案)作成プロセス

主管室からお預かりした「仕様書ひな型」をベースに、以下手順で「標準仕様書(案)」を作成している。



その他、以下の情報を参照。

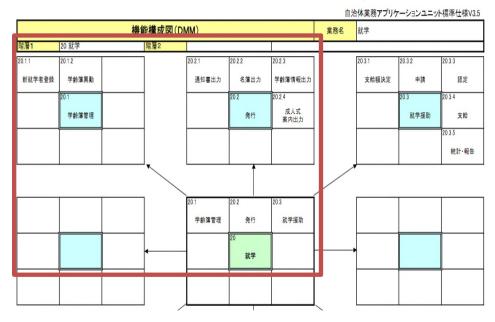
- 総務省が令和2年9月11日に公表した「住民記録システム標準仕様書【第1.0 版】」
- 文科省「就学事務及び就学援助事務の業務フロー等作成業務」(2020年3月)で得た知見

### 標準化の範囲

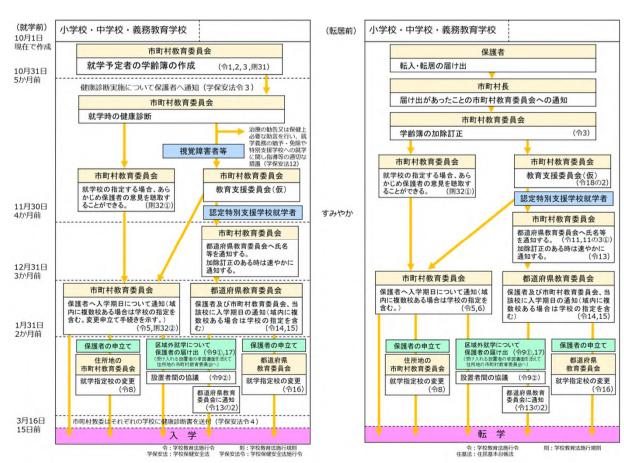
地域情報プラットフォーム標準仕様の自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.5における機能構成図(DMM)及び機能情報関連図(DFD)の「20.1 学齢簿管理」「20.1発行」を対象に、キックオフ時にいただいた「1\_就学事務フローチャート.pptx」資料のフローをマッピングし、機能構成図を作成。

(別紙「就学事務業務\_機能構成図(ツリー図)」参照)

#### 地域情報プラットフォーム標準仕様の 自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.5



#### 資料「1\_就学事務フローチャート.pptx」



### 標準仕様書(案)整理の考え方

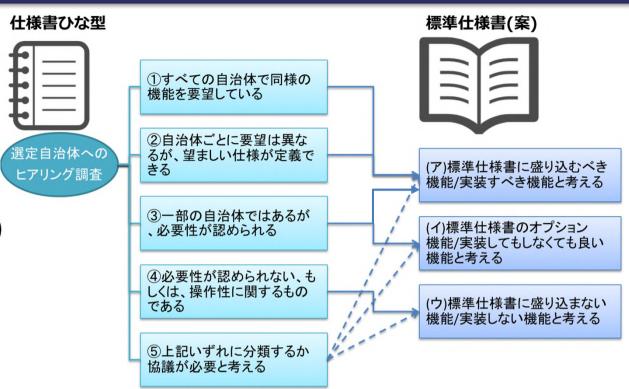
標準仕様書に記載のない機能は、 原則実装不可となるため、

- 仕様書ひな型
- 自治体ヒアリング結果

等、検討した機能・帳票はすべて掲載する。

その上で、以下3つに分類する。(右記参照)

- ア. 実装すべき機能
- イ、実装してもしなくても良い機能
- ウ. 実装しない機能



それぞれの位置づけは下表の通りを想定している。

	分類	自治体	ベンダー
ア	実装すべき機能	調達時に、ベンダーに標準機能として要求することが可能。 ただし、利用を必須とはしない。	標準機能として実装することが必須。
1	実装してもしなくても良い機能	上記と同様。	必ずしも、実装している必要はないが、 自治体から要求された場合は標準機能 として提供する必要がある。
ウ	実装しない機能	調達時にベンダーに要求してはいけない。	実装してはいけない。

## 標準的な機能要件 サマリ

			ii. 自治体ごとに 要望は異なるが、		iv,必要性は認め られない、もしく	v. i からivいずれ	<b>いかに分類するか協</b>	議が必要と考える
		有している	望ましい仕様が定	性が認められる	は、操作性に関す	ア.実装すべき機	イ.実装してもし	ウ. 実装しない機
			義できる		るものである	能	なくても良い機能	能
	分類							
a 管理項目	1 データ管理項目	8	19	10	6	28	7	8
	2 データ変更記録	1				1		
	3 学齢簿情報の削除			1			1	
	4 公印管理			1		1		
	5 通知等履歴管理			1		1		
	6 学区管理	1		2		3		
	7 新設校・廃校		2			2		
b 基本機能	文字コード照会、DV管理		1	1	1	1	1	1
c 業務要件	1 住民記録(宛名)連携	4	2	2		6	2	
	2 住登外・送付先管理		1			1		
	3 検索	2	1	5	2	3	5	2
	4 台帳管理	2	1	9	4	8	2	6
	5 学齢簿	1		6		4		3
	6 新入生(年次)	3		14	1	9	2	7
	7 進級(年次)	1				1		
	8 転入・転出・移籍・統廃合	1	5	5		8	2	1
	9 指定学区以外			22	2	14		10
	10 不就学・猶予・免除			4		2		2
	11 その他帳票			16		7	1	8
d バッチ処理	1 バッチ処理							
	2 修正パラメーター表示		2			2		
	3 パッチ処理結果表示		3			3		
e 操作	1 一括更新、キーボードのみ操作		1	2		1		2
f 抑止設定	1 変更・発行・照会抑止		2			2		
	2 変更記録記載				1			1
g 自治体判断機能	1 成人式処理			4			4	
	2 児童生徒推計			6		2		4
	3 その他			1	1			2
h マスタ・パラメータ	1			6		6		
i 共通	1 EUC機能等			6		4		2
	2 アクセスログ管理			2		2		
	3 操作権限管理			2		2		
	4 ヘルプ機能			1		1		
	5 印刷	2	3	2		7		
	6 バックアップ				2			2
	7 エラー・アラート			2		2		

合計

## 標準的な帳票要件 サマリ

	i. すべての自治	ii. 自治体ごとに	iii. 一部の自治体	iv, 必要性は認め	v. i カ	vら iv いずれかに分類	領するか協議が必要	と考える
	体で同様の機能を	要望は異なるが、	ではあるが、必要	られない、もしく				
	有している	望ましい仕様が定	性が認められる	は、操作性に関す	ア.実装すべき機	イ.実装してもし	ウ. 実装しない機	エ. EUC機能
		義できる		るものである	能	なくても良い機能	能	
分類								
a 帳票作成印刷 1 帳票	15	11	83	4	46	13	18	31

	v. i から iv いずれかに分類するか協議が必要と考える				
帳票分類	ア.実装すべき機	イ.実装してもし	ウ. 実装しない機	工. EUC機能	
	能	なくても良い機能	能		
(-)法令等	15	0	0	0	
(a)通知書	11	8	0	0	
(b)通知書の送付先一覧	9	4	0	0	
(c)決裁行為に利用する文書	0	0	0	0	
(d)他の部署や他自治体とのやりとりに利用する文書	11	0	0	0	
(e)宛名シール等	0	0	0	1	
(f)チェックリスト、エラーリスト等	5	0	0	5	
(g)対象者名簿一覧	0	1	0	20	
(h)各種統計表	3	1	0	5	
(i)その他	0	0	0	0	
	54	14	0	31	

【分類①】出力項目及びレイアウトを定義する帳票	25
【分類②】出力項目のみ定義する帳票	42
【分類③】出力項目やレイアウトの定義を行わない帳票	32

### 標準仕様書(案) 目次案

以下の目次案を想定しているが、特記事項は以下の通り。

- ■「1本仕様書について」は、ほぼ「住民記録システム標準仕様書【第1.0版】」の内容と変わらない
- 「5 データ要件」「6 データ連携要件」「7 非機能要件」は、地方自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであり、IT室(デジタル庁設置後はデジタル庁)に相談する

章	節	タイトル	概要	作成概要	
1		本仕様書について			
	1	標準仕様書作成の目的・背景	標準仕様書が求められる背景や、目指す姿・目的を記載	「住民記録システム標準仕様書【第1.0 版】」をベースに、一部変更	
	2	標準仕様書の対象	標準仕様書が対象とする自治体・分野・項目等を記載		
	3	標準仕様書の内容	標準仕様書の構成、標準準拠の基準、想定する利用方法等		
2		業務フロー等			
	1	業務フローチャート	機能要件に対応したモデル的な業務フローチャート (BPMN)	キックオフ時にいただいた「1_就学事務フローチャート.pptx」資料のフローを ベースに自治体のヒアリング結果を踏まえ、機能構成・業務フローを定義	
	2	機能構成図(ツリー図)	業務フローチャートのベースとなる機能構成図(ツリー図)	「ハー人に日心体のしアリンク福未を始まれ、饿化構成・未捞ノローを止我」	
	3	機能情報関連図(DFD)	業務フローチャートのベースとなる機能情報関連図(DFD)		
3		機能要件			
	1	管理項目	学齢簿データとして管理する項目の定義	「機能要件_標準的な機能要件比較表」検討結果	
	2	基本操作	検索・照会・抑止設定等の基本操作に関する機能要件		
	3	抑止設定	支援対象者に対する抑止、操作権限管理、その他の抑止を管理		
	4	学齢簿管理	自治体業務アプリケーションコニット標準仕様「20.1 学齢簿管理」		
	5	発行	自治体業務アプリケーションユニット標準仕様「20.2 発行」		
	6	実装しなくてもよい機能	実装しなくてもよい機能とその考え方		
	7	バッチ			
	8	共通			
	9	エラー・アラート項目	エラーやアラートとして入力を抑止する内容		

## 標準仕様書(案) 目次案

章	節	タイトル	概要	作成概要
4		様式·帳票要件		
	1	様式・帳票全般	様式・帳票の種類共通の要件	「帳票要件」標準的な帳票要件比較表」検討結果
	2	新就学者登録	「機能構成図(ツリー図)」の事務内容を章立てとする	
	3	学齢簿異動		
	4	学区設定		
	5	通知書等出力		
	6	名簿出力		
	7	学齢簿情報出力		
	8	成人式案内		
	9	運動会案内		
	10	統計		
	11	支援対象		
	12	抑止対象		
	13	未就学		
5		データ要件		
	1	データ構造	標準化したデータ構造の定義	「学齢簿」のデータ項目を定義
	2	文字	文字セットや文字コードに関する定義	「住民記録システム標準仕様書【第1.0 版】」をベースに、一部変更
6		連携要件	他システム及びデータとの連携に関する機能要件	データ連携項目の整理は行うが、その他の要件に。ついてはIT室より提示される共通の仕様を参照するように記載する
7		非機能要件	非機能要件に関する定義	IT室より提示される共通の仕様を参照するように記載するのみ。
8		用語	標準仕様書で用いる用語の定義	
参考	-		その他	「住民記録システム標準仕様書【第1.0 版】」をベースに、学齢簿に関連のある項目を追加。

### 機能構成図について

機能構成図は、APPLICの定義から【事務】【事務内容】を作り、「1\_就学事務フローチャート.pptx」 資料及び自治体ヒアリング結果から【事務詳細】を作成した。

No.	業務名	事務	事務内容	No.	事務詳細
1	就学事務	4 学齢簿管理	4-1 新規就学者登録	4-1-1	新就学者一括登録(小学校就学前登録)
2				4-1-2	新就学者確定処理(新就学者の学校入学年月日等を更新)
3			4-2 学齢簿異動	4-2-1	転入学・編入学、新就学者異動(住民記録の転入等)
4				4-2-2	学齢簿の記載事項等の変更
5				4-2-3	学校選択制
6				4-2-4	指定校変更(就学校変更、特別支援学校等)
7				4-2-5	区域外への就学(住民が他自治体の学校に就学)
8				4-2-6	区域外からの就学(他自治体の住民が自自治体の学校に就学)
9				4-2-7	国・私立就学
10				4-2-8	進級・卒業
11			4-3 学区設定	4-3-1	学区新設校・統廃合
12	5 発行		5-1 通知書等出力	5-1-1	入学予定通知書
13				5-1-2	学校選択制通知
14				5-1-3	健康診断通知書・健康診断票
15				5-1-4	入学通知書
16				5-1-5	指定学校変更満了通知書
17				5-1-6	区域外就学満了通知書
18			5-2 名簿出力	5-2-1	学齢簿(単票)
19			5-3 学齢簿情報出力	5-3-1	学齢簿情報 (学齢簿の一覧)
20			5-4 成人式案内出力	5-4-1	成人式案内
21			5-5 運動会案内出力	5-5-1	運動会案内
22			5-6統計	5-6-1	人口推計・集計表
23			5-7 支援対象	5-7-1	支援措置対象者一覧
24				5-7-2	抑止対象者一覧
25			5-8 未就学	5-8-1	日本人・外国人出入国記録照会
26				5-8-2	公立学校就学意思確認書(外国籍)

### 機能要件 管理項目の考え方

#### ■ 管理項目

#### 口 学齢簿

- 学校教育法施行規則第30条
- 学校教育法施行規則第30条以外 (ベンダー仕様書や、選定自治体ヒアリング項目から追加した項目)

#### ロその他

データ変更記録、公印管理、通知書の認証者・発行履歴、学区管理、パラメータ管理等

### ■「管理」の考え方

「住民記録システム標準仕様書【第1.0 版】」の定義(管理とはデータの設定・保持・修正ができることをいう)にならい、参照・表示のみを目的とした項目は、管理項目として定めないこととする。

### ■「ウ 実装しない機能」に該当する項目

□ ほとんどの自治体・ベンダーが管理項目としていない 例)居所不明状況、居所不明年月日

□ 他項目から導出可能 例)年齢

□ 他システムを参照する①住民記録システム 例)住所コード、行政区コード

□ 他システムを参照する②その他 例)預け先名(保育先名)

### 機能要件 住民記録情報の連携パターン

以下、いずれのパターンも同等とみなし、どちらの方式も実装可として定義する。

■ 【パターン①】住民記録システムを参照している



■ 【パターン②】宛名情報(住登外を含む)を参照している



■ 【パターン③】学齢簿システム内にデータを取り込んでいる



### 機能要件 共通機能の考え方

以下を共通機能として定義したが、業務固有要件がないと考えている機能について、現状は住民記録システムの標準仕様書と同等の内容を記載している。(要相談)

	機能	業務固有 要件	住民記録 システム	備考
8.1	EUC機能	0	0	
8.2	アクセスログ管理	-	$\circ$	
8.3	操作権限管理	-	0	
8.4	操作権限設定	-	$\bigcirc$	
8.5	ヘルプ機能	-	0	
8.6	中間標準レイアウト仕様での出力	-	$\bigcirc$	
8.7	印刷	$\triangle$	0	証明書→通知書
8.8	文書番号及び発行年月日	$\triangle$	0	住民記録システムでは証明書に記載、発行番号→文書番号、発行年月日を追加
8.9	公印・職名の印字	$\circ$	$\circ$	住民記録システムでは証明書に記載
8.10	文字溢れ対応	$\bigcirc$	$\bigcirc$	住民記録システムでは証明書に記載

### 機能要件 共通機能 EUC機能

EUC機能については、「住民記録システム標準仕様書」に準拠するが、一覧表示機能との区別は以下の通りと考えている。

#### • 一覧表示機能

業務固有の要件があり、出力項目を定義した内容については機能要件「● ●を一覧で表示できること」、帳票要件「○○一覧が出力できること」と記載している

#### • EUC機能

下記の通り定義をし、操作例を提示する帳票の候補を記載している

- データソース
- データ抽出・分析・加工
- データ出力

ただし、一覧表示機能と定義した要件もEUC機能で対応することでも問題なし、とする。

### 帳票要件 基本的な考え方

業務プロセスの見直しによる職員の業務負担軽減や、今後の電子化の流れを踏まえると、紙の帳票ありきにはしないことが全体の方針。よって、例えば、任意の条件に該当する対象者の一覧であれば、一覧形式で確認する機能を有することと定義し、画面上での一覧表示・帳票として一覧帳票を出力・EUC機能を用いたcsv等のデータ出力などの方法を問わないこととするのが望ましい。

帳票要件を以下の通り、分類する。

ア. 実装すべき機能	【分類①】出力項目及びレイアウトを定義する帳票
イ. 実装してもしなくても良い機能	【分類②】出力項目のみ定義する帳票
	【分類③】出力項目やレイアウトの定義を行わない帳票
ウ. 実装しない機能	
工. EUC機能	【分類③】出力項目やレイアウトの定義を行わない帳票

#### 帳票を以下の通り分類して整理する。

▶ (-)法令等
...【分類①】

▶ (a)通知書 ....ア:【分類①】/イ:【分類②】

▶ (b)通知書の送付先一覧 …【分類②】

➤ (c)決裁行為に利用する文書 .... (分類②)

▶ (d)他の部署や他自治体とのやりとりに利用する文書 …【分類②】

▶ (e)宛名シール等 ....【分類③】

▶ (f)チェックリスト、エラーリスト等 ...【分類③】

▶ (g)対象者名簿一覧 ....【分類③】

➤ (i)その他

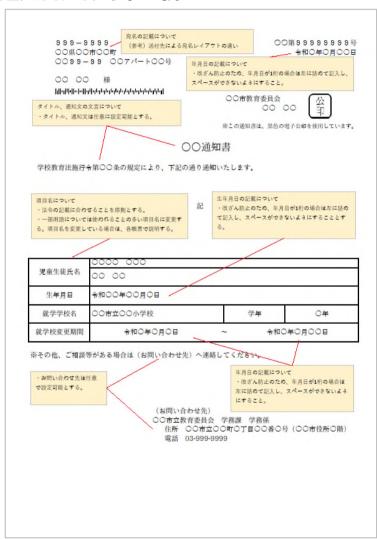
### 帳票要件 共通仕様

### 帳票横断の共通仕様を提示したうえで、各帳票の定義を示す。

#### 項目定義

帳票分類	分類	項目	
通知書	宛先	送付先郵便番号	
		送付先住所	
		送付先氏名	
		カスタマーバーコード	
	通知書	文書番号	
		発行年月日	
İ		利用者団体名称	
		利用者団体住所	
		公印	
		認証者氏名	
		認証者職種	
	本文	通知書タイトル	
		案内文(固定)	
	(各帳票固有)	※通知書固有の項目を追加	
	お問合せ先	名称	
		住所	[※]実装してもしなくても良い
		電話番号	[※]実装してもしなくても良い
送付先一覧	通知書	文書番号	
		発行年月日	
		送付先郵便番号	
		送付先住所	
		送付先氏名	
		学校名	(学校宛の場合)
	児童生徒	児童生徒氏名	(312,000 %)
	,011	児童生徒カナ氏名	
		児童生徒の生年月日	
		児童生徒性別	
	保護者	保護者氏名	(保護者宛の場合)
	PRISE II	保護者かけ氏名	(保護者宛の場合)
		保護者と児童生徒との関係	(保護者宛の場合)
	(各帳票固有)	※通知書に出力した項目の中で一覧にしておく必要がある項目を追加	(Mise in July Will)
チェックリスト等	児童生徒	児童生徒氏名	
対象者名簿一覧		児童生徒かけ氏名	
NATUR 9	· 等	児童生徒の生年月日	
	<del>1</del>	児童生徒性別	
		児童生徒宛名コード	「※]実装してもしなくても良い
	保護者	保護者氏名	[%]&&0 (00%)(0)&0
	<b>水应日</b>	保護者かけ氏名	
		保護者と児童生徒との関係	
		保護者の名コード	 [※]実装してもしなくても良い
		学校名	[ ※]天衣してひしゅくしも良い
	子似	学年	
	(夕帳亜田左)	※帳票固有の項目を追加	
	(各帳票固有)	※ 1 大田	

#### 通知書レイアウト定義



### データ要件・連携要件の整理

○データ要件や連携要件については、地方自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なもの であることから、IT室(デジタル庁設置後はデジタル庁)が、制度を所管する各府省の協力を得て、詳細 化する。

### 地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容②

#### Ⅲ 標準仕様

- ※標準仕様策定にあたっては、下記に加え、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(各府省CIO連絡会議決定、令和2年3月31日最終 改定)第3編、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」(内閣官房IT総合戦略室、令和2年3月31日最終改定)も参 照すること。
- ※標準仕様は、制度変更、共通規約(システム関連の政府共通ルール)改定、技術進展等を踏まえ、随時、改定することを想定している。
- 1. 業務要件
- ・業務、情報システムの概要を記載 (業務概要(全体図)、情報システム化の範囲、システム構成図等)
- 2. 業務フロー
- ・業務フローをBPMN(\*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する要件を策定 (どのような情報を入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力が されるか等)

3. 機能要件

IT室(デジタル

庁設置後はデジ

タル庁)が検討

- 3.1 機能要件(\*2)
- 3.2 画面要件(\*3)
- 3.3 帳票要件(\*4)
- 3.4 データ要件(\*5)
- 3.5 連携要件(\*6)
- \*1:BPMN (Business Process Model and Notation):業務フローの国際的な表記方法。具体 的な表記方法については、「地方自治体業務プロセス・情報システムの標準仕様における業務フローにつ いて」(令和2年5月29日内閣官房IT室資料)を参照。
- \*2:機能構成図(ツリー図等により全体像を示したもの)も整理する。
- \*3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う(主要因でない場合に は、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない)。
- \*4: システムから出力する帳票・様式(カスタマイズの主要因となっていないものを除く。)について標準化を行う。
- \*5: 中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹系システム内で管理するデータの項目、内容等は、各業務において整理する。
- \*6: 地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、基幹系システムが他から受け取るデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

※ 非機能要件は、IT室・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

- 4.1 可用性、4.2 性能·拡張性、4.3 運用·保守性
- 4.4 移行性、4.5 セキュリティ、4.6 システム環境・エコロジー

4. 非機能要件

項検

各省検討事項